

奈良県告示第百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年六月二十五日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
本間歯科	北葛城郡広陵町馬見中一丁目三番四号	令和六年三月三十一日
池田医院	北葛城郡王寺町畠田四一七一二二	令和六年四月三十日
鵜山歯科医院	葛城市尺土一八九一四一	令和六年四月三十日
町のそうだん薬局	橿原市山之坊町八五一三八	令和六年四月三十日